

国民健康保険のお知らせ

☎国民健康保険課
(TEL6384・1240FAX6368・7347)

納付額確認書を送付

令和4年1月～12月に納付した国民健康保険料の納付額確認書を1月下旬に送ります。急ぎで必要な人は同課へ問い合わせてください。後期高齢者医療保険料の納付額確認書は希望する人のみに交付します。交付希望は直接か電話で同課へ。

高額療養費外来診療分の申請を

令和4年7月末時点で、70歳以上の2割か1割負担の人うち、令和3年8月～令和4年7月の外来診療費の合計が年間上限額14万4000円を超えた場合は超過額を支給します。該当者には1月中に案内通知と申請書を送ります。☎同課か大阪府後期高齢者医療広域連合(TEL4790・2031)。

1月23日(月)から 税証明の電子申請を開始します

☎税制課(TEL6384・1243)か
資産税課(TEL6384・1245)、
いずれも(FAX6368・7344)

以下の税証明が、電子申込システムで申請可能になります。

申請できる証明書	手数料
課税所得証明書	1件につき250円
評価証明書、公課証明書など	1件につき200円

※郵送料は申請者負担となります。

詳しくは市ホームページを確認してください。



市ホームページ

1月～2月に マイナポイント臨時窓口を開設します

☎マイナポイントコールセンター
(TEL6384・1147FAX6368・7346)

サポートを受けながら、マイナポイント第2弾の申し込みができます。

申請に必要なもの

マイナンバーカード、マイナンバーカード取得時に設定した4桁の暗証番号、各キャッシュレス決済サービスの「決済サービスID」と「セキュリティーコード」、銀行口座の分かるもの。

とき		ところ
1月10日(火)～25日(水)	午前10時～午後4時 土・日曜日、祝日は除く	千里ニュータウンプラザエントランスホール
1月30日(月)～2月3日(金)		山田出張所
2月13日(月)～17日(金)		千里丘出張所



重要な手続きや
制度改正などを
お知らせするよ。

必ず
読んでね

吹田市民病院 年末年始の診療受付時間について お詫びと訂正

☎吹田市民病院
(TEL6387・3311FAX6380・5825)

市報すいた令和4年12月号別冊2ページに記載している、吹田市民病院の年末年始の小児科の受付時間に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。正しくは、以下の受付時間となります。

小児科

12月28日(火)午前7時～9時、午後5時～7時。
12月29日(水)、1月1日(日・祝)、3日(火)午前7時～9時。

※12月31日(土)は受け付けしていません。

吹田税務署からのお知らせ

☎吹田税務署(TEL6330・3911)か
市民税課
(TEL6384・1248FAX6368・7344)

令和4年分の確定申告

☎2月16日(木)～3月15日(水)。

申告書は国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」からスマホやパソコンで作成・送信ができます。利用にはマイナンバーカードか、税務署で発行できるIDとパスワードが必要なため、早めに準備をお願いします。

期間中、申告会場を開設します

☎午前9時～午後4時。2月19日(日)、26日(日)以外の土・日曜日、祝日は除く。

☎JEC日本研修センター江坂(江坂町1)。

※例年開設していた千里市民センター大ホールの申告会場は開設しません。

吹田税務署の駐車場が閉鎖します

☎1月23日(月)～3月20日(月)。

利用できる駐輪場も限られています。公共交通機関を利用してください。

すいたでスイスイお買物キャンペーン ポイント付与時期のお知らせ

☎同キャンペーンコールセンター
(☎0120・938・491＝午前9時～午後5時。土・日曜日、祝日は除く)か
地域経済振興室
(TEL6170・2370FAX6384・1292)

12月16日に終了した同キャンペーンのポイント付与時期は以下のとおりです。ポイントを使って、お得に買い物を楽しんでください。

キャッシュレス決済サービス	ポイント付与時期(予定)
au PAY	利用月の翌月末まで
d払い	
楽天ペイ	2月末ごろ
ICOCA	1月末ごろ※

※付与されたICOCAポイントは、利用前にJRの自動券売機、のりこし精算機、入金機、クイックチャージ機でのポイントチャージが必要です。

各出張所で開設します 国民年金に関する相談窓口

☎市民課国民年金担当
(TEL6384・1209FAX6368・7346)

国民年金の加入、喪失、保険料の納付などの一般的な相談を受け付けます。申請書類の受け付けはできません。

とき		ところ
1月17日(火)	午前10時～午後4時	山田出張所
1月18日(水)		千里出張所
1月19日(木)		千里丘出張所

出張所での証明書発行手数料 キャッシュレス決済が可能に

☎千里出張所(TEL6871・0227)、
山田出張所(TEL6877・0813)、
千里丘出張所(TEL6877・0330)

千里出張所、山田出張所、千里丘出張所の窓口で発行する証明書の手数料の支払いに、1月12日(木)からキャッシュレス決済も利用できるようになります。利用できるキャッシュレス決済サービスなど、詳しくは市ホームページへ。



市ホームページ

固定資産税の手続きは忘れずに

固定資産税課 賦課・証明担当 (TEL6384・1245) **土地担当** (TEL6384・1246)
家屋担当 (TEL6384・1247) いずれもFAX6368・7344)

1月31日(火)までに手続きを

償却資産の申告 市内で事業を営む法人や個人は、1月1日時点で所有している償却資産の取得時期や取得価格などを、賦課・証明担当へ申告してください。

事業用の構築物、各種機械装置、器具、備品などの有形減価償却資産。土地や家屋、自動車税・軽自動車税の対象車両は除く。**固定資産税課・証明担当。**

住宅用地などの申告 1月1日現在で土地を所有し、昨年中に土地の用途を住宅用地に変更した人は、土地担当へ申告してください。また、1月1日時点で次

のいずれかに該当し、一定の要件を満たしている場合は、令和5年度から固定資産税などが減額されます。要申請。◇土地を道路として利用している。◇共同住宅団地内にある共有の土地の一部を遊園として利用している。◇都市計画施設の予定地である。◇集会所やごみ集積所を所有している。**固定土地担当。**
家屋の申告について 昨年中に家屋の新築、増築や取り壊し、店舗から居宅への用途変更などを行い、登記をしていない場合は、家屋担当へ申告してください。**固定家屋担当。**

固定資産税の減額制度

■住宅の改修

いずれも**令和6年3月31日(日)までに**工事が完了したもの。**甲**工事完了後、3か月以内に所定の用紙を家屋担当へ**送付**。**固定家屋担当。**

バリアフリー改修 以下のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額。1戸当たり100㎡分まで。1回限りの適用。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。**▶対象物件**次のすべての要件を満たす住宅。◇65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかの人が居住している。◇築10年以上で床面積が50～280㎡。賃貸住宅は除く。**▶対象工事**廊下・出入り口の拡幅、階段の勾配緩和、浴室やトイレの改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引き戸への取り替え、床の滑り止め化の工事で自己負担額が50万円を超えるもの。

省エネ改修 省エネ基準に適合する以下の工事を行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額。1戸当たり120㎡分まで。1回限りの適用。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。**▶対象物件**平成26年4月1日以前に建築された床面積50～280㎡の住宅。貸家部分は除く。**▶対象工事**熱損失防止改修工事※1のうち、次のいずれかに当てはまるもの。(1)自己負担額が60万円を超えるもの。(2)自己負担額が50万円以上、60万円未満で、その他の工事※2と合わせると60万円を超えるもの。

※1 熱損失防止改修工事…複層ガラスや二重サッシ化などの窓の改修(必須)、床・天井・壁の断熱改修

※2 その他の工事…太陽光発電装置設置、高効率空調機装置設置、高効率給湯器設置、太陽熱使用システム設置

耐震改修 耐震基準に適合する以下の工事を行った場合、翌年度の家屋に係る固定資産税額の2分の1を減額します。1戸当たり120㎡分まで。省エネ改修減額、バリアフリー改修減額の適用を受けている期間は不可。**▶対象物件**昭和57年1月1日以前に建築された住宅。**▶対象工事**現行の耐震基準に適合する工事を行い、自己負担額が50万円を超えるもの。

■認定長期優良住宅

認定長期優良住宅を令和6年3月31日(日)までに新築した場合、家屋に係る固定資産税額の2分の1を新築後5年間減額。3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅は7年間。1戸当たり120㎡まで。**▶対象物件**居住部分の床面積が50～280㎡。一戸建て以外の賃貸住宅は40～280㎡。店舗付住宅などの併用住宅は居住部分が2分の1以上必要。**甲**所定の用紙と認定通知書の写しを、新築した翌年の1月末までに家屋担当へ**送付**。

■東日本大震災の被災者への特例措置

次のいずれかに該当する場合は、固定資産税と都市計画税の特例措置を受けることができます。◇同震災により滅失・損壊した住宅の土地か家屋の所有者などが、令和8年3月31日(火)までの間に代替の土地や家屋を取得した場合。◇原子力災害の影響で居住困難区域内にあった住宅の土地か家屋の所有者などが、居住困難区域の指定が解除されてから3か月(新築は1年)を経過する日までの間に代替の土地や家屋を取得した場合。**固定家屋担当。**